

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 13 号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（出願の特例等）</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） <u>前各号に掲げるもの</u>のほか、<u>県立の高等学校第 1 学年に入学しようとする者のうち特に希望するもの</u>。</p> <p>第 5 条 <u>前条第 3 号</u>の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第 1 学年定員の 100 分の 10 の範囲内で行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第 2 条及び第 3 条の規定は、当分の間、<u>高等学校の全日制の課程の普通科を履修しようとする者以外のもの</u></p>	<p>（出願の特例等）</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p><u>（1） 高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科を履修しようとする者以外の者</u></p> <p><u>（2） 岩手県立盛岡南高等学校の体育コース、岩手県立不来方高等学校の体育学系、芸術学系及び外国語学系、岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系及び国際科学学系並びに岩手県立西和賀高等学校の福祉・情報コースを履修しようとする者</u></p> <p><u>（3） 推薦による選抜により高等学校第 1 学年に入学しようとする者</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p><u>（6） 前 3 号に掲げる者</u>のほか、高等学校第 1 学年に入学しようとする者のうち特に希望する者</p> <p>第 5 条 <u>前条第 6 号</u>の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第 1 学年定員の 100 分の 10 の範囲内で行うものとする。</p> <p>2 <u>前条第 6 号の規定により出願した者の入学許可が高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科の一括による選抜に係る場合</u>にあつては、当該入学許可は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる数の合計数の範囲内で行うものとする。</p> <p><u>（1） 理数科の第 1 学年定員</u></p> <p><u>（2） 普通科の第 1 学年定員に 100 分の 10 を乗じて得た数</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

並びに全日制の課程の普通科のうち、岩手県立盛岡南高等学校の体育コース、岩手県立不来方高等学校の体育学系、芸術学系及び外国語学系、岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系及び国際科学学系並びに岩手県立西和賀高等学校の福祉・情報コースを履修しようとする者については、適用しない。

2 別表（第2条関係）

学区名	高等学校	学区に属する区域
[略]		
二戸学区	岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県立浄法寺高等学校 岩手県立一戸高等学校	[略]

別表（第2条関係）

学区名	高等学校	学区に属する区域
[略]		
二戸学区	岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県立浄法寺高等学校	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則第4条及び第5条の規定は、平成19年4月1日以後に岩手県立高等学校に就学（入学、転学及び転籍をいう。）する者について適用する。